

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2965号)

令和4年11月24日

横情審答申第2965号

令和4年11月24日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年4月2日都交第1316号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日1 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査
について（起案文書、質問書・回答文書、関係文書）」外2件の一部開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表に示す文書1から文書3までを一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年2月24日付で行った文書1から文書3まで（以下これらを総称して「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1のうち、個人の氏名及び電子メールアドレスは、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 文書1のうち法人に関する情報は、一般に公表していない電話番号及びファクシミリ番号であり、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、電話及びファクシミリを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれが懸念される情報であることから、本号アに該当し、非開示とした。

イ 文書1及び文書3のうち法人の財務関係（以下「財務情報」という。）は、法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、令和元年度における収支の情報が含まれている。会社法（平成17年法律第86号）における開示義務に則って法人の決算は開示しているが、エリア単位での収支状況に関する情報は開示していない。収支状況に関する内部情報を公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

文書1から文書3までのうち、横浜市職員及び国土交通省の個人電子メールアドレス、国土交通省担当部署の内線番号並びに国土交通省職員の携帯電話番号は一般には公表されていない情報であり、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、電話及びファクシミリを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 個人の氏名及び電子メールアドレス、法人に関する情報、横浜市職員及び国土交通省の個人電子メールアドレス、国土交通省担当部署の内線番号並びに国土交通省職員の携帯電話番号であることを理由として非開示とした決定及びそれに伴い非開示とされた部分に対して異議はなく、審査を請求しない。
- (2) 審査請求に係る処分を取り消し、その全てを開示するよう求める。
- (3) 財務情報は、国土交通省が設置したシェアサイクルの在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）に提供される。そして、検討委員会には、財務情報に係る法人の取締役及び競合相手（同種事業を行う事業会社）のＣＯＯ兼取締役も委員として在籍している。これらのことは、調査に当たり、国土交通省から実施機関に通知されている。

また、財務情報は、実施機関の都市整備局都市交通部都市交通課（以下「都市交通課」という。）の担当職員が、当該法人に対して自由意思に任せることを伝えた上で提供を受け、財務情報を含んだ回答を行うことについて都市交通課内で承認を得て、国土交通省を通じて検討委員会に提出された。

これらのプロセスは証拠から明らかであり、関係者それぞれが、当該法人の競合会社取締役が在任する検討委員会に対し、財務情報を含んだ各種情報を自由意思の下に提供している。

実施機関は、他の事業者との間で競争上の不利益を被る可能性を理由として審査請求人に対して非公開の処分を行っているが、当該法人の業務を行う上でなんら競合することがない審査請求人に非公開処分を行っていないながら、その裏で当該法人の競合相手の取締役が所属する検討委員会には、財務情報を開示している。

情報公開は法、条例等に基づき平等に取り扱われるべきであり、当該法人の競合会社

取締役が在籍している検討委員会に開示できる財務情報であれば、利害関係を持たない審査請求人に対しても開示されなければならない。本件処分は、実施機関が社会的身分や門地等を元に差別的に取り扱いを行ったが故に、その開示非開示判断に差が表れたものであると断じざるを得ない。

本件の非開示決定は不平等かつ不当であり、また差別的な処分であったのは明白である。よって、本件処分は当然に取り消されるべきである。

- (4) 実施機関は弁明書において、審査請求人のこれらの主張を閉却し定型的な文章による弁明を行うのみである。情報公開の原則に反する処分が行われ、その権限の行使に対する審査請求が為されたのであるから、それに対する弁明は真摯に行われるべきであり、またその審査に際しては信義に従い誠実に対応されなければならない。また、「正当な利益を害するおそれ」をもって非開示とするには、その判断にあたっては単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものであるから、その点について詳しく弁明すべきである。

5 審査会の判断

- (1) 横浜都心部コミュニティサイクル事業について

横浜都心部コミュニティサイクル事業（以下「本件事業」という。）は、都心部活性化、観光振興及び低炭素化に寄与する取組として、横浜都心部（みなとみらい地区及び関内地区を基本として、中区、西区、南区及び神奈川区の一部地域）において実施している事業である。

本件事業は、実施主体である横浜市が運営主体となる事業者と協定を締結し、協働して実施することとしている。そこで、横浜市は、公募型プロポーザル提案方式により選定した株式会社NTTドコモと平成26年2月に「横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）を締結し、同年4月から本件事業を開始している。なお、平成27年4月からは、株式会社NTTドコモから契約上の地位の譲渡等を受けた株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「本件法人」という。）が運営主体となっている。

- (2) 本件審査請求文書について

ア 文書1は、国土交通省の「シェアサイクルの普及促進に関する調査」に対して回答をするに当たり、実施機関において、回答に係る意思決定のため作成し、特定年月日

1に決裁された文書である。

文書1は、決裁者の押印等がある部分、実施機関の回答を記載して国土交通省に提出した調査票及び調査票の記載事項の根拠等を確認するための資料からなる。このうち資料は、国土交通省からの依頼文、国土交通省の担当者と都市交通課の職員との間でやりとりされた電子メールの写し、調査票の財務情報の記載に係る本件法人と都市交通課の職員との間でやりとりされた電子メールの写し等からなる。

イ 文書2は、文書1の調査票での実施機関の回答について国土交通省から追加質疑があったため、当該追加質疑の一部に対して回答をするに当たり、実施機関において、回答に係る意思決定のため作成し、特定年月日2に決裁された文書である。

文書2は、決裁者の押印等がある部分及び追加質疑の一部に対する回答を記載した電子メールからなる。なお、当該電子メールは、都市交通課の職員が国土交通省の担当者に送付したものであって、「シェアサイクルの普及促進に関する調査」に関するそれまでの国土交通省の担当者と都市交通課の職員との間でやりとりされた電子メールの内容が含まれている。

ウ 文書3は、国土交通省からの追加質疑について、文書2の電子メールで回答していない部分の回答をするに当たり、実施機関において、回答に係る意思決定のため作成し、特定年月日3に決裁された文書である。

文書3は、決裁者の押印等がある部分、実施機関の追加質疑に係る回答を記載して国土交通省に提出した調査票及び当該調査票を提出した際に都市交通課の職員が国土交通省の担当者に送付した電子メールからなる。

エ 審査請求人は、審査請求書の記載から文書1及び文書3の財務情報の開示のみを求めていると解されるので、当該情報について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、財務情報について本号アに該当すると主張している。

財務情報は、本件事業に係る令和元年度の事業収支、料金収入、関連事業収入その

他収入、経常経費の金額であって、経理等の事業活動を行う上での本件法人の内部管理に属する情報であるが、本件事業は横浜市の事業でもあるから、実施機関には、財務情報の内容について、一定の説明責任があると考えられる。

しかしながら、本件事業は実施主体と運営主体が切り分けられており、運営主体たる本件法人が、蓄積してきた知見を活かして主体的にコミュニティサイクル事業及びその付帯事業を行うものであるから、財務情報には、本件法人の自由な事業活動の結果が反映されているといえる。また、財務情報が公にされると、本件事業の規模に対する収益性等の情報を相当程度正確に推測できるとともに、当該情報から、本件法人が横浜市以外で実施しているコミュニティサイクル事業に係る収支状況も推測可能となる。

これらの事情を考慮すると、横浜市に一定の説明責任があるとしても、財務情報を秘匿することは不合理とまではいえない。

したがって、財務情報を開示することにより、本件法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから本号アに該当するとの実施機関の説明は、否定し難い。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、調査票は本件法人の競合相手となる法人の代表者も所属する検討委員会に提出されているのであるから、審査請求人に財務情報を開示しないのは不当である旨を主張する。

しかし、当審査会が見分したところ、文書1から文書3までの依頼文及び電子メールには、調査票に記載された収支状況そのものを検討委員会に提供する旨の記載はなかった。そこで、この点について実施機関に確認したところ、国土交通省の担当者は検討委員会で使用する資料を作成するための基礎資料として調査票の提出を求めたもので、調査票やそこに記載された金額を検討委員会の委員に示したことはないとのことであった。このような実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号、第3号及び第6号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

別表 本件審査請求文書

特定年月日1 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について (起案文書、質問書・回答文書、関係文書)	文書1
特定年月日2 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について (追加質疑) (起案文書、質問書・回答文書、関係文書)	文書2
特定年月日3 決裁 CC事業 シェアサイクルの普及促進に関する調査について (追加質疑) (Q6追加) (起案文書、質問書・回答文書、関係文書)	文書3

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年4月2日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年5月7日	・審査請求人から意見書を受理
令和3年5月17日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和3年5月19日 (第398回第二部会) 令和3年5月20日 (第269回第三部会) 令和3年5月25日 (第349回第一部会)	・諮問の報告
令和4年8月24日 (第421回第二部会)	・審議
令和4年9月7日 (第422回第二部会)	・審議
令和4年9月29日 (第423回第二部会)	・審議
令和4年10月12日 (第424回第二部会)	・審議